

平成 2 6 年度事業計画

昨年の交通事故による死者数は、4,373人で、5年連続5千人を下回り、平成13年以降13年連続して減少した。また、発生件数や負傷者数は、ともに9年連続して減少した。

しかし、今なお、年間4千3百人を超える死者と約78万人に及ぶ負傷者を生ぜしめる交通事故の災禍は、依然として、国民の安全、安心のために対処すべき極めて大きな社会問題である。

全日本交通安全協会は、平成26年度も、交通事故を減らし、「世界一安全な道路交通」を実現するため、全国の交通安全協会等と緊密な連携の下に、以下の事業計画に基づき、交通安全対策事業を推進する。

1 交通安全に関する広報啓発活動の推進

(1) 第55回交通安全国民運動中央大会の開催

国民総ぐるみの交通安全運動を推進するため、平成27年1月15日（木）・16日（金）の両日、東京都内において、第55回交通安全国民運動中央大会を開催する。

大会の第1日目は、地域・家庭部会、交通安全教育部会、企業部会ごとに分科集会を開催し、交通安全運動の推進方策について討議を行う。

第2日目は、皇室の御臨席を仰ぎ、内閣総理大臣等の来賓を迎え、都道府県の交通安全活動の関係者など広く国民各層、全国の代表2,000余名の参加を得て、本会議を開催し、各種表彰、大会宣言等を行う。

（警察庁と共催、内閣府・文部科学省・国土交通省の後援）

(2) 全国交通安全運動の実施

春、秋2回の全国交通安全運動を他の共催団体とともに実施し、交通安全運動用のポスターの作成・配布、反射材の普及促進、飲酒運転根絶のためのハンドルキーパー運動の推進、「交通事故死ゼロを目指す日」の広報啓発など各般の交通安全活動を実施する。

なお、春の全国交通安全運動の一環として、平成26年4月12日（土）・13日（日）の両日、東京臨海副都心で開催される「交通安全。アクション2014」に協力団体として参加し、反射材の普及促進やハンドルキーパー運動の推進などの広報啓発活動を推進する。

(3) 交通安全年間スローガン、ポスターデザインの募集と普及

平成26年使用の交通安全年間スローガンとポスターデザインを活用して、交通安全思想の普及徹底を図る。また、平成27年使用の年間スローガンを夏以降秋の全国交通安全運動の期間にかけて全国から募集し、これを用いた最優秀作品のポスターデザインを年末から年初にかけて全国から募集する。

(毎日新聞社と共催、関係省庁・日本放送協会の後援、全国共済農業協同組合連合会・日本自動車工業会の協賛)

(4) 交通安全ファミリー作文の募集

家庭における交通安全に関する話し合いを進め、交通安全意識の一層の高揚を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践に資することを目的として、各家庭等において交通安全について話し合い、優れた実践例を募るため、交通安全ファミリー作文コンクールを6月下旬から9月上旬の期間に、全国の小学生、中学生、一般（高校生以上）の3部門に分けて実施する。

(内閣府等と共催)

(5) 各種媒体を活用した交通安全広報の推進

交通安全広報の効果的な推進を図るため、交通安全教育に携わる方々を対象とした月刊機関誌「人と車」、全国の幼稚園児、保育園児を対象にした交通安全教育用壁新聞及びポスター等の各種媒体を活用し、対象に応じた広報啓発活動を積極的に推進する。

ホームページに、改正道路交通法、自転車安全対策、飲酒運転根絶のためのハンドルキーパー運動などの交通安全に関する最新情報やトピックス等を掲載し、交通安全に関する広報啓発活動を実施するとともに、協会の組織及び公益事業等についても広報を行い、理解を得る。また、内容の充実と見やすさの向上を図るため、適時ホームページのリニューアルを行う。

(6) 飲酒運転根絶のためのハンドルキーパー運動の推進

飲酒運転の根絶を図るため、警察や都道府県交通安全協会、日本自動車連盟、日本フードサービス協会など関係機関・団体と連携し、「ハンドルキーパー運動」（自動車仲間と飲食店に行き、飲酒する場合、飲まない人「ハンドルキーパー」を決め、その人は酒を飲まず、仲間を自宅まで送る運動）を、飲酒運転根絶のための国民運動として強力に推進する。

(7) 自転車月間の効果的推進

自転車の安全利用の促進等を図るため、「自転車月間推進協議会」が実施している5月の「自転車月間」に併せ、自転車月間キャンペーンポスターを作成、配布するほか、小冊子「自転車安全教室」を配布するなど効果的な広報啓発活動の推進を図る。

2 交通安全対策等の推進

(1) 第49回交通安全子供自転車全国大会の開催

自転車の正しい乗り方を通じて、小学校教育に交通ルールやマナーを身に付けさせるため、平成26年8月6日（水）、東京ビッグサイトにおいて、47都道府県代表による「第49回交通安全子供自転車全国大会」を開催する。

（警察庁と共催、内閣府・文部科学省・日本放送協会・朝日新聞社等の後援）

(2) 第47回二輪車安全運転全国大会の開催

二輪車運転者の安全運転技能の向上を図るため、平成26年8月2日（土）・3日（日）の両日、三重県鈴鹿サーキットにおいて、47都道府県代表（一般Aクラス、一般Bクラス、女性クラス、高校生等クラス）による「第47回二輪車安全運転全国大会」を開催する。

（当協会二輪車安全運転推進委員会の主催、警察庁・内閣府・文部科学省・日本二輪車普及安全協会・日本自動車工業会の後援、三重県警察本部等の協力、全国軽自動車協会連合会等の協賛）

(3) 幼児・子供の交通安全対策の推進

ア 幼児教育用教材の作成、普及

幼児の交通安全教育を推進するため、「幼児交通安全教本」の普及版「子どもと保護者の交通安全ブック」、「交通安全絵本」、「交通安全紙芝居」等を作成し、広く全国の幼稚園、保育園、家庭に普及させる。

イ 交通安全教育用壁新聞の発行

幼稚園、保育園における交通安全教育を推進するため、幼稚園児、保育園児を対象とした交通安全教育用壁新聞「よいこのこうつうあんぜん」を発行し、全国の幼稚園・保育園（約32,600園）に配付する。

ウ チャイルドシートの着用に関する広報啓発

子供の自動車乗車中の交通事故による被害の軽減を図るため、DVD「チャイルドシートで守ってね！」などを活用し、運転者、保護者等に対し、チャイルドシートの必要性、着用の効果を認識させ、チャイルドシートを正しく取り付け着用するよう広報啓発活動を積極的に推進する。

エ 交通安全教育用「こどもの交通教室車」の整備

幼児・子供の交通安全教育を推進するため、幼児・子供の交通安全教育用教材（模擬交通信号機セット、標識・標示セット、DVDプレーヤー・モニター、拡声装置等）を搭載した「こどもの交通教室車」を都道府県交通安全協会に配分する。

オ 新入学児童への黄色いワッペンの配布

新入学児童の登下校の交通事故防止を図り、児童に交通安全に関心を持たせるため、「黄色いワッペン」（交通事故傷害保険付）を全国の小学校新入学児童に配布する。

(4) 高齢者、身体障害者等の交通安全対策の推進

ア 高齢者に対する交通安全教育冊子等の普及

高齢者の交通事故を防止するため、「高齢者の交通安全」などの交通安全教育用冊子、ビデオ等の作成、普及に努める。

イ 高齢運転者の安全運転対策の推進

高齢運転者の自動車運転中の交通事故防止を図るため、日本自動車連盟及び日本自動車工業会との共催により、参加・体験・実践型講習会（シニア・ドライバーズスクール）を開催する。

ウ 高齢運転者標識（高齢者マーク）及び身体障害者標識（身体障害者マーク）等の普及

高齢運転者、肢体の不自由な運転者や聴覚の不自由な運転者を保護するために、高齢者（70歳以上）が自動車を運転するときは高齢者マーク、肢体の不自由な人が自動車を運転するときは身体障害者マーク、聴覚が不自由な人が自動車を運転するときは聴覚障害者マークを、それぞれ車両に付けるよう、同標識の使用の普及を図るとともに、一般運転者に対して、これらの標識を付けた車の側方に幅寄せしたり、前方に無理に割り込んだりしないように広報啓発を

行う。

平成23年2月1日に施行された新高齢運転者標識についても、高齢運転者を含む全ての運転者に広く周知を図る。

エ 視覚障害者用交通信号機付加装置の整備

視覚障害者の交通安全対策を図るため、関係都道府県交通安全協会を通じて、視覚障害者用交通信号機付加装置を寄贈する。

(5) 自転車の交通安全対策の推進

ア 自転車安全教育推進委員会の開催

自転車利用者に対する交通安全教育の普及や自転車安全対策の推進を図るため、関係省庁、関係団体、学識経験者による自転車安全教育推進委員会（中央委員会）を開催する。

イ 自転車のルール・マナーの周知

自転車の通行方法やヘルメットの着用など自転車のルール・マナーの周知を図るため、自転車安全教室等で活用できる「自転車の交通安全ブック」等の作成、普及に努める。

ウ 自転車安全教育特別指導員の認定、登録

都道府県自転車安全教育推進委員会（地方委員会）から申請のあった自転車安全教育特別指導員の認定、登録を行う。

(6) 原付・二輪車運転者の交通安全対策の推進

ア 二輪車安全運転推進委員会の開催

二輪車の安全運転教育を普及推進するため、関係機関・団体、学識経験者等による二輪車安全運転推進委員会（中央委員会）を開催する。

イ 原付・二輪車運転者用教本の作成

原付、二輪車の安全運転教本「あなたもライダー」、「ライディング入門」、「二輪ライダーのために」等を作成し、普及を図る。

ウ ヘルメット着用等の啓発普及

原付及び二輪車の安全運転講習会等を利用して、乗車用ヘルメット、プロテ

クターの正しい着用の推奨と普及の徹底を図る。

エ 二輪車安全運転特別指導員の審査・認定、登録

都道府県二輪車安全運転推進委員会（地方委員会）から申請のあった二輪車特別指導員の審査・認定、登録を行う。

オ 二輪車安全運転指導員審査助成事業の推進

二輪車安全運転推進委員会の基盤である指導員制度の充実強化を図るため、指導員育成のための審査を実施した都道府県交通安全協会に対し、助成を行う。

カ 原付安全運転講習会の推進

原付等を日常運転している者の運転技能の向上を図るため、都道府県交通安全協会が日本二輪車普及安全協会都道府県・地区支所等と協力して、原付安全運転講習会を効果的に開催できるよう支援する。

キ 二輪車安全運転講習会の推進

二輪免許を取得しようとする者や二輪免許既得者の運転技術の向上を図るため、都道府県交通安全協会が日本二輪車普及安全協会都道府県・地区支所等と協力して、二輪車安全運転講習会を効果的に開催できるよう支援する。

(7) 自動車運転者の交通安全対策の推進

ア 教育用資料・資器材の配布

運転者に対する教育用資料（「わかる 身につく 交通教本」、「交通の教則（普及版）」、「高齢者のための交通教本」、ビデオ等）や教育用資器材を作成、配布し、教育効果の向上を図る。

特に、広く国民一般に道路交通法や教則の改正内容を周知させるために、多数の運転者が受講する更新時講習に使用される教材「わかる 身につく 交通教本」、「高齢者のための交通教本」などの資料に、その改正内容を盛り込み、都道府県交通安全協会と連携して、その広報啓発を図る。

イ シートベルト着用の徹底

全ての座席でのシートベルトの着用が義務化されているものの、後部座席における着用率が未だ低いことから、運転席、助手席はもとより後部座席におけるシートベルトの着用を徹底させるため、各種のリーフレットやDVD「時速

100kmの衝撃」等を活用した広報啓発活動を積極的に推進する。

ウ 走行中の携帯電話の使用禁止等についての広報啓発活動

走行中の携帯電話の使用禁止や正しいカーナビゲーションの使用について、各種媒体を通じて積極的に広報啓発活動を行う。

エ 安全運転実技講習会の開催

自動車運転中の交通事故防止を図るため、日本自動車連盟及び日本自動車工業会との共催により、参加・体験・実践型講習会（セーフティ・トレーニング）を開催する。

オ 若年、初心運転者に対する交通安全教育の充実強化

若年、初心運転者の事故防止を図るため、交通安全教育用資料等を作成するほか、都道府県交通安全協会が開催する参加・体験型講習への参加を督促するなど、安全意識の高揚を図る。

(8) 企業の交通安全対策の推進

ア 都道府県安全運転管理者協議会専務理事等会議の開催

都道府県安全運転管理者協議会との緊密な連携を図るため、都道府県安全運転管理者協議会専務理事等会議を開催する。

イ 教育用資料・資器材の普及促進

企業の安全運転対策の向上を図るため、企業の経営者、安全運転管理者を対象とした安全運転管理実践の手引き書等を作成し、その普及を図る。

ウ 安全運転管理能力向上のための諸対策の推進

企業における安全運転管理能力の向上を図るため、安全運転管理指導者講習会を開催し、安全運転管理手法等の技能向上及び各企業における安全運転管理者の運転適性検査指導者資格取得を促進する。

(9) 反射材の普及促進

夜間における歩行者、自転車利用者の交通事故防止を図るため、反射材用品の普及促進や研究開発を推進する。また、関係省庁、団体等と連携して反射材の活用推進に努める。

(10) 交通事故相談担当者研修会

都道府県交通安全活動推進センターにおいて、交通事故相談・指導を担当する職員の実務能力の向上を図るため、研修会を開催する。

(11) 道路使用等の適正化に関する対策の推進

駐車対策等の重要性を踏まえ、都道府県交通安全活動推進センターや関係機関と協力して、道路における適正な車両の駐車及び道路使用等について啓発活動を行う。

(12) 都道府県交通安全協会への交通安全活動資器材の支援

ア 交通安全活動支援協力事業の推進

都道府県交通安全協会が各種の交通安全活動を効果的に推進できるよう、視聴覚教材等の安全教育用資器材及び広報啓発用品等について、必要に応じ支援する。

イ その他の交通安全活動資器材の整備

交通安全思想の普及啓発を効果的に推進するため、「交通安全広報用テント」、「交通安全年間スローガン入り大型反射幕、小型反射幕」、「警報器付横断指導旗」等を、都道府県交通安全協会に配布する。

3 交通安全表彰の実施

(1) 交通栄誉章「緑十字金・銀・銅章」表彰

多年にわたり交通安全活動に尽力し、拔群な功績等があった交通安全功労者、優良安全運転管理者及び優良運転者に対し、その功績に応じて交通栄誉章「緑十字金・銀・銅章」を贈り、表彰する。

(2) 交通安全優良団体等の表彰

交通安全活動等を積極的に推進し、顕著な功労があった次の交通安全優良団体等の表彰を行うとともに、交通安全事業に積極的に協力し、交通安全の推進に顕著な功績のあった個人、会社、団体等に対し、感謝状を贈呈する。

ア 交通安全優良団体

イ 交通安全優良事業所

ウ 交通安全優良学校

エ 優良交通安全協会

オ 優良安全運転管理者協議会

(3) 優良二輪車安全運転指導員等表彰

都道府県で、二輪車の安全運転教育活動を積極的に推進した特別指導員や指導員の表彰を行う。

4 交通安全教育指導者の育成のための研修会等の開催

都道府県における交通安全教育の指導者等を育成するため、各種の交通安全指導者研修会等を開催する。

(1) 幼児・高齢者交通安全教育指導者講習会

幼児・高齢者に対する交通安全教育指導者の指導能力の向上を図るため、講習会を開催する。

(2) 自転車安全教育特別指導員講習会

自転車安全教育指導員等の指導能力の向上を図るため、講習会を開催する。

(3) 二輪車安全運転特別指導員中央研修会等

二輪車安全運転特別指導員の指導能力向上のために中央研修会を開催するほか、特別指導員の資格を受けようとする者に対する養成講習会の開催及び審査を実施する。

(4) 安全運転管理指導者講習会

企業等における安全運転管理指導者の管理能力の向上を図るため、講習会を開催する。

(5) 都道府県道路使用適正化業務担当責任者研修会

都道府県交通安全活動推進センターにおける道路使用等の業務の適正な運用を図るため、担当責任者の研修会を開催する。

(6) 地域交通安全活動推進委員全国研修会

地域交通安全活動推進委員の実務能力の向上を図るため、研修会を開催する。

5 交通安全教育及び啓発宣伝用資料・資器材等の作成、普及

交通安全教育や交通安全の広報啓発を推進するため、下記の交通安全教育及び啓発宣伝用資料・資器材等の作成、普及を行う。

(1) 交通安全教育指針に基づく指導者用手引書

- 「交通安全教育指針（普及版）」
- 「交通安全教育指針・実践の手引（安全運転管理者用）」
- 「地域交通安全活動推進委員のための交通安全教育ハンドブック」

(2) 各種教本、パンフレット等

- 「交通の教則（普及版）」、「わかる 身につく 交通教本」、「高齢者のための交通教本」、「安全運転自己診断」、「ルールとマナー」、「危険の予測」、「わかりやすい道路交通法」
- 「こどもと保護者の交通安全ブック」
- 「高齢者の交通安全（指導者用）」「高齢者の交通安全（一般用）」
- 「自転車の交通安全ブック」、「自転車安全教室」
- 「あなたもライダー」、「ライディング入門」、「二輪ライダーのために」
- 「道路使用の手引（ポケット版）」
- その他一般交通安全教育用教本、パンフレット類

(3) 映画、ビデオ等

子供、高齢者、自転車、シートベルト（チャイルドシート）、飲酒運転根絶など、対象や目的に応じた交通安全教育用映画及びビデオ、高速運転時の後部座席シートベルト着用を広報啓発したDVD「時速100kmの衝撃」等の教材

(4) 保安用資器材

夜間の事故防止のための反射材製品、高齢運転者等の保護のための高齢者マーク、横断指導旗、交通安全反射幕等交通安全活動に使用される各種の資器材

6 都道府県交通安全活動推進センターとの連携

都道府県交通安全活動推進センターの事業について、必要な連絡調整を行うとともに、当該センター（都道府県交通安全協会）との緊密な連携を図るため、都道府県交通安全協会専務理事会議を開催する。

7 交通安全に関する調査研究等の実施

(1) 交通安全に関する調査研究

交通安全に関し、必要に応じ調査研究を行い、交通安全対策の効果的推進に資する。

(2) 国際交通安全協会等諸外国の交通関係団体との交流及び調査研究

国際交通安全協会（P R I）、アメリカのナショナル・セイフティ・カウンシル等各国の交通関係団体と密接な連絡を取り、交通安全対策についての新しい情報や資料の収集に努め、また、外国からの視察団との交流を行うなど、広く各国における交通事故防止対策についての調査研究を行う。